

# 武生高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は福井県立武生高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は福井県立武生高等学校内に置く。
- 第3条 本会は地域あるいは職域ごとに支部を設けることができる。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員名簿及び会報の発行
  2. 母校の教育向上のための協力
  3. その他前条の目的を達成するための事業

## 第3章 会 員

- 第6条 本会の会員は正会員と特別会員の2種からなり、それぞれに該当するものは下記のとおりである。

- 正会員
1. 旧武生中学校の卒業生
  2. 旧武生高等女学校と旧町立武生高等女学校の卒業生
  3. 旧武生高等学校併設中学校の卒業生
  4. 武生高等学校の卒業生
  5. 前各項に掲げる学校に在学した者で、本会の承認をえた者
- 特別会員
1. 旧武生中学校の職員
  2. 旧武生高等女学校と旧町立武生高等女学校の職員
  3. 旧武生高等学校併設中学校の職員
  4. 武生高等学校の旧職員及び現職員

## 第4章 役員及び顧問

- 第7条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 5名
  3. 常任理事 若干名
  4. 理 事 若干名
  5. 会 計 1名
  6. 監 事 2名
  7. 顧 問 若干名
- 第8条 役員を選任は次の通り行う。
1. 会長、副会長は正会員の中から総会で選出する。
  2. 常任理事は理事の中から卒業年次を考慮して選び、また分校と定時制の理事を含めて会長が委嘱する。
  3. 理事は卒業年次ごとに1～2名を会長が委嘱し、また会長が特別に委嘱することもできる。
  4. 監事は理事の中から会長が委嘱する。
  5. 顧問は理事会、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、武生高等学校長及び教頭は顧問に就任する。

- 第9条
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また会務（財務、総会、会報、名簿など）に分担して参与する。
  3. 常任理事は会長、副会長を補佐して、事業の立案や運営にあたる。
  4. 理事は本会の事業の立案や実行に参与する。
  5. 監事は会計及び資産状況を監査する。
  6. 顧問は会長の諮問に応じ、本会の運営に参与する。
- 第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第5章 会 議

- 第11条 本会の会議を分けて、総会、理事会、常任理事会とし、いずれも会長がこれを招集する。
- 第12条 総会は本会の最高決議機関で毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことが出来る。司会は出席者の中から選ぶ。
- 第13条 総会で審議する事項は、次の通りである。
1. 会長、副会長の選出
  2. 常任理事・理事・会計及び監事・顧問の承認
  3. 決算及び会務・事業報告
  4. 予算案及び事業計画案
  5. その他必要な事項
- 第14条 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第15条 理事会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし理事総数の3分の1以上の出席者がいなければ成立しない。理事会の審議事項は、次の通りである。
1. 総会に付議すべき事項
  2. その他の必要な事項

## 第6章 会計及び資産

- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本会の経費は入会金、寄付金等をもってこれに充てる。ただし会報の発行については、会報購読料を徴収してこれに充てる。
- 第18条 本会の入会金は3,000円とする。
- 第19条 本会の基本資産は、総会の承認をえずに消費し、また担保に共してはならない。

## 第7章 会則の変更

- 第20条 本会則は理事会の承認を経て、総会の議決をえれば改正することができる。

## 第8章 補 則

- 第21条 本会則は平成6年4月1日に改正し、即日これを施行する。